

**平成 22 年度
第 3 回石狩市健康づくり推進協議会**

- 日 時 平成 23 年 2 月 23 日（水） 18 時 30 分開会
- 場 所 石狩市役所 5 F 第 1 委員会室
- 出席者 【委 員】傳法委員・中川（賀）委員・我妻委員・立石委員・江頭委員・竹内委員・矢藤委員・喜多委員・伊與田委員・唐澤委員・三国委員
 【事務局】大林室長・我妻課長・藤田課長・鈴木主査・竹瀬主査・小池主査・盛主査・廣瀬主査・田原主任・佐藤主任
- 傍聴者 0 名
- 議 題 石狩市健康づくり計画（素案）について
- 配布資料 別添のとおり

1．開会

○藤田課長：皆さん今晚は。本日は、大変お忙しいなか、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。定刻でございますので、只今から「平成 22 年度第 3 回石狩市健康づくり推進協議会」を開会いたします。

なお、本日、宮森委員、清水委員、中川（文）委員、鎌田委員より欠席の連絡がありましたのでご報告申し上げます。

それでは、会長から開会のご挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

2．会長挨拶

○傳法会長：本日は、お忙しいなか、ご出席いただきまして誠に有難うございます。前回の協議会では、それまで専門部会でご審議いただいた「任意予防接種の公費助成について」、平成 19 年度に市で実施された「健康いしかり 21 計画中間評価」、そして、今回実施した「アンケート調査結果の集計・分析」について、それぞれご審議をいただきました。

本日の会議では、多少作業が遅れていた感は否めませんが、いよいよ本協議会にとっても大きなテーマである「健康づくり計画」の素案が、ほぼ纏まったようですので、その内容についてご審議をいただくこととしております。

しかしながら、本心配られた計画素案は、本文だけでも 90 ページ近くのボリュームで、この素案に対する本格的な議論を今日一日で終らせることは、中々難しいと思いますので、最初に、この素案の概要説明を受け、あわせて、この素案審議に対する取り扱いも含めた、今後の策定スケジュールなどについて事務局より説明をお願いします。

なお、素案説明については、時間の関係から、ポイントを絞って簡潔に、全体で 1 時間以内には終わらせていただきたいと思います。

それでは、「石狩市健康づくり計画（素案）」について議題といたします。

事務局から説明願います。

３．議 事

○大林室長：始めに、私から、本計画素案の概要説明をさせていただく前に、まずは、本日も審議いただく素案資料が、当日配付に至りましたことを、深くお詫び申し上げます。

本計画の当初の策定スケジュールでは、本年３月に成案化し、決定する予定でございましたが、諸般の事情により策定作業の遅れから、今素案も本協議会におけるご審議と並行して、この３月１日から１ヶ月間、「パブリックコメント」を実施するため、現在、本計画案の最終決定は４月を予定しております。

このような状況から、本日の協議会におきまして、この素案に対する本格的なご議論を進めることは、資料の当日配付ということもございまして、中々難しいことと存じております。

そのため、本計画素案に対する今後の審議の進め方につきまして、大変恐縮でございますが、私ども事務局からご提案をさせていただきたいと存じます。

本日、計画素案とは別にお配りをしました「健康づくり計画素案に対する疑義・意見等について」、これを３月１８日（金）までに事務局までファックス、又はメール等で提出をいただきまして、委員各位から提出されたご意見、そして、そのご意見等に対する市の検討結果を含め、事務局において取り纏め、次回協議会において本格的なご議論をお願いいたしたく、何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「石狩市健康づくり計画素案」について、ご説明申し上げます。私からは、「計画の構成」、「第１章 計画の策定にあたって」及び「第２章 石狩市の状況」についてご説明申し上げ、「第３章 生涯を通じた健康づくりの推進」につきましては、担当課長よりそれぞれご説明申し上げます。

始めに、計画の全体像・構成についてであります、「はじめに」をめぐっていただき、「目次」をご覧いただきたいと存じます。

「第１章 計画の策定にあたって」から「第４章 計画の進行管理」まで、大きくは４つの章で構成し、「資料編」として、今回の「アンケート調査結果の集計・分析」、「本計画の策定体制」、「本協議会の要綱と委員名簿」を掲載しております。

本編の「第１章 計画の策定にあたって」では、「計画策定の主旨」から、「策定の基本的な考え方」、「計画の目的」、「計画の期間」、「計画の位置づけ」、「計画の基本的方向」、最後の「計画の推進体制」まで、７項目で纏めております。

この章は、昨年７月に開催しました第１回本協議会でお示した「計画策定方針」の内容を、ほぼそのまま記述してございますので、詳細の説明は割愛させていただき、ポイントを絞って説明させていただきます。

先ず、「計画策定の基本的な考え方」につきましては、「ヘルスプロモーション」という、個人の健康づくりを社会全体で支援し、市民一人一人の豊かな人生の実現を目指すことを、基本的な考え方として掲げております。

「計画の目的」では、「一次予防」に重点を置いた健康づくり施策を推進し、生活習慣病を

減少させ、「健康寿命の延伸」を図り、市民一人一人の豊かな人生の実現を目指していくことを掲げています。

「計画の期間」は、平成 23 年度～27 年度までの中期 5 か年とし、社会情勢や保健医療を取り巻く環境の変化等に対応し、必要に応じて内容の見直しを行うこととしております。

次に、3 ページの「計画の位置づけ」でございますが、市民の健康づくりの行動指針を定めた「健康いしかり 21」の考え方を踏まえ、市民の健康課題等を改めて整理し、市の基本的な「健康施策の方向」と「具体的な取り組み」を示す「戦略プラン」として策定するものであります。言い換えますと、「健康いしかり 21」が、「市民の行動計画」であるのに対し、「健康づくり計画」は「市の行動計画」として位置づけられると考えております。

次に、「計画の基本的方向」につきましては、本計画の策定にあたっては、「ヘルスプロモーション」の考え方を基本としており、健康づくりの主役は市民であるということを前提に、個人や家庭、地域、関係機関・団体などが連携しながら、それぞれの役割を担い、地域ぐるみで健康なまちづくりに取り組んでいくことの大切さを記述し、市民が「生活の質」を高めながら、「健康寿命」を延ばし、「心豊かな生活を送ることができるよう」『元気・安心・支えあいのまち いしかり』を基本理念とし、生涯を通じた健康づくりを推進し、「健康都市石狩市」の実現を目指すこととしております。

その理念に基づき、施策の「基本目標」、「施策の方向」を導くための「基本的視点」として、ここに掲げた 4 つの視点に立って、5 ページに掲げたとおり、施策を体系化し、その「基本目標」と「施策の方向」に則して、それぞれ「現状と課題」、「基本方針」、「具体的な取り組み事項」など、「第 3 章 生涯を通じた健康づくりの推進」において、それぞれ取り纏めております。

次に、6 ページの「計画の推進体制」についてですが、健康づくりは市民一人一人が生活習慣を見直し、より健康的で快適な生活を送れることを目標に、市民自ら生活習慣を改善していくことが基本ですが、個人の努力だけでは継続することが難しいことから、個人を取り巻く、家族や保育所、幼稚園、学校、医療機関、関係団体やグループ、専門機関や行政機関が一体となり、社会全体で、市民が健康づくりに取り組みやすいまちづくりを推進していくことが大切であるとの考えに立って、まさに先の「ヘルスプロモーション」の考え方に基づく、推進体制の確立を目指そうとするものであり、以下、領域別に、市民（個人）、家庭、保育園・幼稚園・学校、地域、職場、医療機関・団体、行政機関の役割について、義務を課す強制的な表現ではなく、客観的に健康づくりへの大切さをソフトに記述させていただいております。各領域の役割についての説明は、割愛させていただきます。

続きまして、「第 2 章 本市の状況」について申し上げます。

ここでは、9 ページの「位置と地勢」から、「人口」、「平均寿命」、「死因順位」、「健康診査の状況」、「国民健康保険医療の状況」、「介護保険認定者数の状況」まで、7 項目で纏めております。

始めに、「本市の人口」ですが、10 ページを参照願います。本市の人口は平成 18 年度まで上昇傾向を示しておりましたが、近年では、横ばいから減少に転じており、その一方で、高

齡者比率は上昇の一途をたどり、平成 22 年は 22.3%となっております。

次に、「平均寿命」12 ページですが、平成 17 年度で本市は男性 79.2 歳、女性 82.8 歳と、ともに全国・北海道の平均値を上回っています。

次に「死因順位」13 ページでは、本市の死因内訳では悪性新生物（がん）が第 1 位となっており、以下、心疾患、脳血管疾患、肺炎、自殺の順となっています。がんを含め、生活習慣病による死因が全体の約 6 割を占めており、生活習慣病の予防が喫緊の課題となっております。

次に、14 ページの「健康診査の状況」についてですが、ここでは、「特定健康診査・特定保健指導」、「がん検診」、「妊婦健診・乳幼児健診」を掲げております。

先ず、「特定健診・特定保健指導」では、平成 20 年度から、生活習慣病の有病者・予備群の減少という観点から、メタボリックシンドロームの概念を取り入れ特定健診と特定保健指導が、各医療保険者に義務付けられました。本市は国民健康保険の「保険者」としての立場から、この特定健診等を実施しており、本事業はあくまでも国保の被保険者を対象に実施しております。

特定健診の受診率の状況ですが、平成 20 年に市が策定した「特定健診等実施計画」では、平成 24 年度に国が定めた 65%の目標値に従い設定していますが、20・21 年度のこれまでの実績値では 15 ページですが、10.7%、10.8%と低迷しており、石狩管内都市でワースト 1 位、道内 35 都市中 2 位、全道平均よりも 10 ポイントほど下回っており、非常に厳しい状況となっております。

このように他市と比較して、なぜ低いのか、様々な角度からの分析・検証が必要と考えておりますが、生活習慣病の予防という観点から、特定健診の重要性について市民周知の徹底を図るとともに、受診しやすい環境を整えていくことが喫緊の課題と捉えております。

次に、がん検診 16 ページについてですが、先程も申し上げましたが、死因順位では、がんが第 1 位を占めており、3 人に 1 人はがんでなくなっています。がんの発症には生活習慣病が大きく関わっており、その改善が発がんリスクを低下させることはもとより、近年の医療の進歩により、がんの早期発見・早期治療が可能となっておりまして、本市にとってもがん検診の受診率向上対策は重要な取り組みの一つとして考えております。

以下、「女性特有のがん検診事業」、「妊婦健診」及び「乳幼児健診」の状況を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

次に、「国民健康保険医療の状況」19 ページについて、先ず「医療費の推移」ですが、この表には 15 年度の数値を表示しておりませんが、平成 15 年度から 19 年度までの 4 年間で、一般被保険者が 18.3%、被保険者全体では 11.65%の伸びとなっており、年々上昇傾向を示しております。

また、「疾病別医療費の状況」では、20 ページに表を載せていますが、受診件数、点数ともに「循環器系の疾患」が際立って高く、受診件数では「消化器系の疾患」「筋骨格系及び結合組織の疾患」の順となっています。点数では「新生物」「消化器系の疾患」が多く、医療費に占める生活習慣病に起因する疾病の割合は年々高くなっており、医療費を増大させる要因

の一つであることが明らかになっております。また、本市の特徴として一件当たりの日数は全道他市町村と比較してほぼ同じであるのに対し、一件当たりの点数では本市が高い状況となっています。

このような状況から、医療費の抑制を図るためには、生活習慣病の予防を中心とした中長期の取り組みが喫緊の課題となっています。

一方、「国民健康保険会計の現状」21ページについてですが、平成10年度以降赤字決算が続いており、平成21年度決算時点で10億円を超える累積赤字を抱え、極めて厳しい状況となっています。国保会計のこのような赤字要因は、制度そのものの「構造的問題」も否定できませんが、大きくは「収納率の低迷」と「医療費の増嵩」に起因するものであります。市民の健康づくりは、「医療費の抑制」という市の財政的課題への対応としても必要な取り組みとなっており、市では、国保会計の健全化に向けて、平成22年3月に「国保経営健全化計画」を策定し、諸対策に取り組んでいますが、今後とも国保・保健分野との連携を強化しながら「健康づくり事業」の推進に努めていかなくてはならないと考えております。

最後に、「介護保険認定者の状況」22ページについてですが、平成12年度の介護保険制度の創設以来、高齢者人口の増に伴い、認定者数も右肩上がりです。上昇を続けており、平成22年10月現在で2,242人となっています。要介護者1～5の最近の推移を見ますと、区分ごとに増減はあるものの、概ね増加傾向を示しております。

以上で、大変雑駁で恐縮でございますが、私からの第1章及び第2章の概要説明を終わらせていただきます。引き続き、「第3章 生涯を通じた健康づくりの推進」について、各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○我妻課長：私からは、第3章の「生涯を通じた健康づくりの推進」につきまして、ご説明させていただきます。

23ページをお開き願います。

第3章につきましては、本計画の4つの基本目標とそれぞれの目標を達成するための施策の方向について記載しておりますが、その目標の一つ目が「母と子の健康づくりの推進」でございます。

ここでは、この目標を達成するために4つの「施策の方向」を掲げております。

1番目が「妊娠・周産期保健の充実」でございます。ページをめくっていただきまして、安心して出産や子育てができるよう、妊娠・出産期を通じた母子の健康づくりと疾患を有した妊婦やハイリスク妊婦への支援のため、主な施策として(1)の妊婦に対する相談支援の充実から(4)の不妊症・不育症についての取り組みまでの4点を掲げ、具体的には、妊婦相談や妊婦健診の充実、マタニティマークの普及による地域や職場の環境づくりの推進、妊娠を強く望みながら、不妊症や不育症に悩む方に対する情報提供と支援に努めていくこととしております。

26ページになりますが、2番目は「乳幼児・学童の心と体の発育・発達の促進」でございますが、ここでは、子どもが心身ともに健康に成長するために、乳幼児健康相談や発達障

いに対する支援体制の充実とともに、虐待ハイリスク者の早期発見と予防支援体制を充実させるため、主な施策として（１）の育児相談・指導の充実から（６）の事故防止対策及び小児医療の充実までの６点を掲げ、具体的な取組みとして、すべての新生児家庭へ訪問する赤ちゃん訪問事業や法律で定められた３歳児健診と就学時健診までの３年間の間に子どもの発達をみる公的な健診がないことから、新たに平成２２年度より試行的に実施しております５歳児健康相談、２８ページになりますが、虐待予防のため関係機関が連携して行なう虐待予防マネージメントシステム事業、２９ページでは、昨年８月に本協議会よりご提言いただき、国の補正予算に呼応した形で２月１日より全額公費負担で実施しております３つの任意予防接種事業、３０ページになりますが、むし歯予防の観点から、北海道における歯科保健の重点施策とされておりますフッ化物洗口の普及推進に関する取組み、などを行なうこととしております。

３２ページをお開き下さい。３番目の「こどもの食育の推進」では、生涯にわたり健康な生活を送るためには、子どもの頃からの食事を中心とする生活リズムの確立や食の大切さを知ることが重要になることから、主な施策として（１）の食生活に関する正しい知識の普及・啓発と（２）の食育推進のための連携体制の充実を掲げ、具体的な取組みとして、栄養に関する相談・指導や食に関わる体験事業の実施、大学などとの連携による食に関するプログラムの開発などを行なっていくこととしています。

３５ページになりますが、４番目の「思春期保健の充実」では、思春期が身体的・精神的に変化の激しい時期で、社会的な環境要因に左右されることも多いことから、保健対策の強化と健康教育の推進が必要と考え、思春期の心や体の変化について正しい知識を普及するとともに、喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症予防などの啓発を地域や学校等と連携して進めていくこととしております。

続きまして、３７ページになりますが、基本目標の二つ目は「働きざかりの健康づくりの推進」になります。

こちらにも、この目標を達成するための４つの「施策の方向」を掲げておりまして、

１番目は「がん検診等予防対策の充実」ですが、石狩市においても全国においても死因の第１位ががんとなっているにもかかわらず、がん検診の受診率が低いということもあり、受診率向上のため、３８ページになりますが、主な施策として、（１）がん検診等の充実と（２）周知・啓発活動等の推進を掲げ、具体的な取組みとして、市民がより受診しやすい環境づくりや体制づくりとともに、特定の年齢の方を対象に無料クーポン券の配布を行ないます。また、周知・啓発活動の取組みの中で、がん検診受診率の実態を把握するために、３年に１度「がん検診等に関する実態調査」を実施し、市の検診受診者のほか、職場で検診を受けられている方々を含めた市民全体の受診率を調査することにしております。

４１ページをお開きください。２番目は「特定健康診査・特定保健指導の充実」です。平成２０年度から保険者において実施されておりますが、生活習慣病が重大な病気に発展する危険性が高いにもかかわらず、石狩市の健診受診率が非常に低いことから、４２ページになりますが、主な施策として、（１）市民の健康管理意識改善の啓発と（２）特定健康診査・特定保健指

導の充実を掲げ、具体的な取組みとして、健康管理意識の改善を促すため、健康管理に関する情報の発信やダイレクトメールによる受診勧奨、受診しやすい環境づくりを進めることとしています。

44 ページになりますが、3 番目の「健康増進事業の充実」についてです。働き盛り世代は、仕事や子育て、親の介護などに忙しく、自分自身の健康について考えたり行動に移すことが難しい年代ですが、生活習慣病の要因である肥満予防や生活の見直しに努めることが大切になりますので、主な施策として、(1) の知識の普及・啓発から 46 ページの (3) の健康に配慮した環境づくりまでの 3 点を掲げ、具体的な取組みとしては、手軽にできる運動やウォーキングの推進、さまざまな機会に「健康づくりの知識」を普及したり、生活習慣の見直しが必要な方の個別ニーズに合わせた支援プログラム作成による「ヘルスアップ事業」の実施、受動喫煙防止における公共施設中心の対策強化を行なっていくこととしています。

48 ページになりますが、施策の方向 4 番目の「心の健康づくりの推進」になります。働き盛りの年代は、家庭や仕事の中で大きなストレスを感じながら生活しています。心の健康を保つには、ストレスや心の病気について早く気づき、適切に対処することが必要で、結果として最悪の事態である自殺の防止につながることから、心の健康への関心と理解を広げる取組みが必要となるため、主な施策として (1) 心の健康づくりに対する正しい知識の普及啓発と 50 ページの (2) 心の健康づくりに関する相談体制の充実を掲げ、具体的な取組みとしては、市民や企業に対する講演会や健康教育の開催、うつ病とのかかわりが大きい睡眠に関して、広く市民に啓発するためのキャンペーンの実施、様々な分野で相談業務に関わる方へ相談者の自殺のサインや気持ちの受け止め方を学び、相談機関につなげる研修の実施、そして相談機関の周知や相談体制の充実に取り組むこととしています。

続きまして、51 ページになりますが、基本目標の三つ目の「高齢期の健康づくりの推進」でございますが、こちら目標達成のための 4 つの施策の方向がございます。

1 番目は「介護予防の充実」ですが、高齢期の健康維持のためには、働き盛りからの疾病予防や治療の管理に加え、加齢に伴う生活機能低下の兆候を早めに捉え対処すること、すなわち介護予防が重要になります。

そのため、健康づくり・介護予防に関する知識の普及や高齢者自らの意識づくりとともに、健康増進・介護予防事業を強化するため、主な施策として (1) 高齢期の健康づくりの推進と 53 ページに (2) 介護予防の推進を掲げ、具体的な取組みとして、本協議会からの提言書の付帯意見としていただきました「高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業」の実施、生活機能の低下を早期に発見するための基本チェックリストを 65 歳以上の全市民に対して実施することや、54 ページになりますが、高齢者の筋力強化や転倒予防に効果的な太極拳の介護予防スポーツとしての普及、介護予防事業をサポートしてくれる人材の養成などを行ないます。

55 ページになりますが、2 番目の「認知症施策の推進」についてですが、認知症は誰にでも起こりうるもので、高齢化の進展に伴い今後 20 年で倍増することが予想されており、その対策は大きな課題となっています。そのため、主な施策として 56 ページになりますが、(1)

の予防対策の推進から（４）のサービス提供体制の整備までの４点を掲げ、具体的な取り組みとしては、認知症予防に関する啓発活動の強化推進や各種相談窓口の周知、57ページになりますが、認知症の方と家族が気軽に安心して利用できる店舗等のスポット（場所）づくりのため、「認知症フレンドシップスポット」の促進などに取り組むこととしています。

59ページになりますが、３番目の「地域包括相談支援の推進」です。高齢者の総合相談窓口としての機能を持つ地域包括支援センターの役割を十分に発揮できるよう、主な施策として、60ページになりますが、（１）の相談窓口の周知・啓発と体制の整備から（３）の生活支援サービスの充実までの３点を掲げ、具体的な取り組みとして、センターのより一層の周知・啓発、高齢者や家族が身近に相談できる地域の相談所の開設支援、保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の推進などを行なうこととしています。

63ページになりますが、施策の方向４番目の「地域ケア対策の充実整備」につきましては、高齢化の進行や核家族化などの社会状況の変化により、独居高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加するとともに、地域とのつながりが希薄になる中で、何らかの支援を必要とする高齢者を早期に発見し、関係機関へ速やかにつなぎ、対応する体制が必要とされてきているため、主な施策として、（１）の保健・医療・介護・福祉の連携強化から64ページの（３）の社会参加・就労の促進までの３点を掲げ、具体的な取り組みとして、地域で安心して暮らしていくために保健・医療・介護・福祉と連携した、総合的なサービスを提供できる地域のネットワークづくりや地域包括支援センターなど一人暮らし高齢者をテレビ電話で接続し、健康相談やコミュニケーションが可能となる遠隔相談システムの導入を検討していきます。

（私からの説明は以上でございます。）

○藤田課長：私からは、第３章 ４ 市民の健康を支える環境づくりの推進のうち

（１）情報の発信及び啓発活動の推進、（２）市民との協働による健康づくりの推進

（３）スポーツ・健康づくりの推進について簡単にご説明させていただきます。

本市では、市民のスポーツと健康づくりを通じ、体と心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざすために、「スポーツ健康都市宣言」を行っております。

本計画においてはこの宣言の実現を目指し、取り進めてまいりますが、

１点目は「情報の発信及び啓発活動の推進」についてです。ここでは市民が気軽に、スポーツや健康・医療に関する必要な情報や興味・関心がある情報を多様な媒体を活用し提供する仕組みづくりを進めます。また、リアルタイムに情報が発信できる体制づくりに向け、関係団体とのネットワークを拡充します。

この基本方針に沿って実施する施策は大きくは（１）スポーツや健康・医療に関するわかりやすい情報の提供（２）として食育の普及・啓発活動の推進の２点を掲げております。

特に具体的な取り組みのうち、各種団体のホームページ開設支援、地域情報のネットワーク化、公共施設等の予約システムのＩＴ化、健康福祉ＩＣＴ戦略プラン策定など、新規の事業を取り進めていく計画としています。

次に、２点目は「市民との協働による健康づくりの推進」についてですが、ここでは、市

民が主体的な健康づくりを推進するため、市民や関係団体との協働による健康づくりネットワークを構築し、地域のなかで安心して生き生きと暮らすことが出来るように、多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供体制を整備してまいります。

この基本方針に沿って実施する施策は大きくは(1)健康・体力づくりに向けた関係団体との連携・協働の推進から(5)の食育におけるネットワークづくりまでの5点の推進を掲げ、特に、具体的な取り組みのうち、特質すべきものについては、スポーツボランティアの養成と活用であります。ここでは市民ひとり一人のスポーツ活動を支えるパートナーとして体育協会等との連携を図り、ボランティアの養成と希望される団体等にスポーツボランティアを派遣できるような効果的な活用について検討してまいります。

次に、3点目は「スポーツ・健康づくりの推進」についてですが、市民が生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るため、日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動を親しむことができるよう、環境整備を進めます。また、次代を担う、健やかでたくましい子どもを育てるために、地域や家庭と一体となって、子どもの体力向上に向けた取り組みを積極的に推進します。さらに、競技スポーツの振興を図るため、競技スポーツの参加機会の提供や競技力向上を目的とする団体を支援します。

この基本方針に沿って、(1)健康で活力あるスポーツライフの推進から(8)の総合型地域スポーツクラブ活動の支援の8点を掲げ、特に具体的な取り組みでは、(3)の中の市民のスポーツ・健康づくりの意識調査・分析(6)の中の健康マイレージ制導入の検討、ウォーキングを主体とした地域づくりの推進、(7)の中では、障害者が安心してスポーツに親しめる環境整備、スポーツ施設のバリアフリー化の推進、スポーツ振興特別支援金交付事業など、新規の事業を実施していく計画としております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○我妻課長：引き続きまして、82ページの「地域医療の充実」についてでございますが、市民が安心して医療サービスを受けられるための地域医療体制を作る必要性があることから、主な施策として、(1)の地域医療体制の確立から(3)の救急医療体制の充実までの3点を掲げ、具体的な取り組みとしては、かかりつけ医を持つことの重要性やこれからの高齢化による在宅医療の必要性から提供体制の整備と「家庭医制度の導入」について検討することとしております。また、厚田・浜益地区の医療体制を維持していくための取組みや専門医が少なく、通院困難な在宅患者も多く居住する地域において、遠隔医療の導入に向けた検討も行ないます。

さらに、救急医療体制を充実させるために、現行体制の見直しを平成23年度中に行なうこととし、この中で、小児の救急体制についても併せて協議していくこととしています。

私からの説明は以上でございます。

○傳法会長：只今、事務局より説明がありました。長時間にわたり有難うございました。

これから、審議に入るわけですが、冒頭申し上げましたとおり、この計画素案自体がかな

りのボリュームですので、委員の皆さんも、今日始めて説明を受け、直ぐに質問や意見などを申し上げることは、中々難しいと思います。

そのため、先ず、事務局から先ほど提案がありました、この素案審議に対する今後の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

事務局案では、本日、別に配付した所定の「健康づくり計画素案に対する疑義・意見等」を、3月18日までに提出していただき、その後本格的な議論を、次回の協議会で行いたいとのことですが、如何でしょうか、このような審議の仕方について何かご質問、確認等ございますか？

もちろん、今日直ちに気になるところ、その他につきましては、ご質問等をいただくことには、構いません。ただ、大きな進め方としては、ご理解をいただいてということでございます。

何か、この進め方について、ご質問その他はございますか？

○矢藤委員：そうすると、次回の開催はいつ頃になりますか？

3月18日までに意見を出すということは、4月になりますか、年度内ですか？

○大林室長：この後、私から改めて策定スケジュールについて申し上げますが、3月30日を予定しております。

○傳法会長：年度内という意味ですね、計画は。まずは、18日までに皆様のご意見等々をいただければ、事務局がそれを取りまとめて、具体的な提案をさせていただきたいということでございます。

事務局の希望としては、次回の開催日として3月30日を希望しております。やはり、ここで急いで議論をするよりも、じっくり読んでご意見をいただいた方が効果的ではないかと考えますが、いかがでしょうか？

進め方としては、事務局の提案どおりということでよろしいですね？

では、3月18日までに疑義・意見等を事務局までご提出いただいて、事務局では、皆様のご意見を取りまとめた上で、次回の協議会の資料として提出していただくようお願いいたします。

では、せっかく本日お集まり頂いた訳ですから、提出様式とは別に本日お聞きになりたいことがありましたら伺います。

○矢藤委員：第3章の中で、23ページから66ページまでの部分に「評価指標と目標値」が載っておりますが、4番目の「市民の健康を支える環境づくりの推進」ではこれらの記載がありません。何か理由があるのでしょうか？

○藤田課長：この数値目標につきましては、ワーキンググループの中で、載せるための作業

を現在進めておりますので、ご了承願います。

○矢藤委員：了解しました。それと、この素案の中に「検討」という言葉が多く使われていますが、計画期間の５年間全てで検討していくという意味なのか、どうなのか。このあたりは、計画としても重要な部分だと思うので、もう少し具体性を持った表現はできないものかと考えますが。

○傳法会長：なかなか、こういう計画の中での「検討」という表現は、行政としても気を使う部分ではあると思いますが、事務局の方で考えてみて下さい。

他にはいかがでしょうか？

○立石委員：今回の計画の中で、市として一番やりたい事というのは、何になるのでしょうか？その辺が見えにくいという感じがするのですが、それぞれの施策のレベルが同じになるのでしょうか？優先順位というよりは、目玉として何がメインになるのか分かった方が良いと思います。

○大林室長：現時点では、政策的に市内部でも深い議論を行っていないところがございますので、これを踏まえて30日の会議の中で、何を重点に置くのかということも含めてご説明させていただきたいと考えております。ただ、我々健康推進室が出来た経緯から申しますと、健康のため生活習慣の改善を促すという意味から、スポーツに力を入れていきたいとは考えております。

○傳法会長：たぶん説明が十分ご理解いただけていなかった部分があるかと思いますが、3月30日に4回目を開催した後、4月に最終的に決定をすることになっておりまして、もし、30日に皆さんのご意見を集約できない場合は、4月の開催もありうるということでございます。

○竹内委員：「健康いしかり 21」は、住民の行動指針であって、今回の「健康づくり計画」は、市の戦略プランということ事なのですが、意見を提出するに当たって、市民目線に立った計画という前提で考えて良いのかどうか、確認させていただきたいのですが。

○大林室長：市が策定する計画でございますので、当然、住民に対してアピールをするという形で策定をしているものでございます。ただ、竹内委員のご指摘の点で申し上げますと、「健康いしかり 21」の考え方というのは、行動指針という意味合いですので、「働きざかりの健康づくりの推進」の中の基本方針には、市民自ら健康づくりに取り組んでいただくという考えの下、「～しましょう」、「～しよう」という表現で、市民向けにアピールをしているところです。

ですから、すべて市の行動計画ということではなく、やはり一定の市民を対象に基本方針の中に表現をさせていただいているということでございます。

○竹内委員：そうすると、意見についても、市民にメッセージが届くためにはどうしたら良いのかという視点で書いてよろしいということですね。分かりました。

○傳法会長：いかがでしょうか？今の議題は、これからの進め方についてご同意をいただけるかどうかという事で、お話をしております。

ただ、具体的にどうしても気になる事があれば、言っていただいて結構ですが。

無ければ、疑義・ご意見等については、この様式に記入していただいて3月18日までに提出していただき、事務局で取りまとめて次回に議論をするということをお願いします。

○大林室長：今後の流れにつきましては、会長からのお話にありましたとおり、この素案に対する意見等を3月18日までに事務局に提出をしていただきまして、委員各位から提出された意見と合わせて、私ども市としてこういう方向で検討したという結果をお示して、次回の協議会に提出させていただいて、その資料を中心にご議論をいただきたいと考えております。

○傳法会長：では、次回の開催は3月30日（水）18時30分からとして、ご都合の悪い委員の方がおられても、会議の内容が分かる形で事務局には対処していただきたいと思います。

再度、申し上げますが、次回ですべてが決定するとは限りませんので、4月にずれ込む可能性があるということをご理解願いたいと存じます。

それでは、これをもちまして第3回石狩市健康づくり推進協議会を終了いたします。

平成23年3月29日 議事録確定

石狩市健康づくり推進協議会
会 長 傳 法 公 磨